

「ナノマテリアルのリスク評価の方針」に係る検討方法

企画検討会から示された検討項目	リスク評価検討会における検討方法
<p>ア ナノマテリアルのリスク評価手法について</p> <p>(7) 他の物質とは異なるリスク評価手法が必要かどうか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害性の指標として、従来の重量濃度ではなく、対象物質の粒子表面積等に着目すべきではないか。</li> <li>・ 職場環境の管理に当たっては、測定手法や管理指標において、従来とは異なる考え方を取るべきではないか。</li> </ul> <p>(4) 上記(7)の手法の技術開発の状況等を勘案し、当面、リスク評価に用いるべき妥当な手法は何か。</p>	<p>&lt;対象とする検討項目&gt;</p> <p>他の物質とは異なるリスク評価手法の課題のうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① おおむね主要なナノマテリアルに共通のもので、</li> <li>② 個別のナノマテリアルのリスク評価の前に留意点等を示しておくべきと考えられる項目を対象とする。</li> </ol> <p>(注)</p> <p>企画検討会において「物質による違いが大きいため、ナノマテリアルに一般的に適用可能な評価手法を決めるには相当時間がかかる」との指摘があったことから、個別物質のリスク評価の前に、留意点等を示しておくべきと考えられるものに限ることとする。</p> <p>&lt;検討の進め方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 上記の検討項目のリストアップ (資料5参照)</li> <li>② 上記①の各項目に関する評価手法の方向を以下の2点に分けて検討・整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナノマテリアルのリスク評価において留意すべきこと</li> <li>・ 当面、用いるべき妥当な手法</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt;検討結果の反映&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別のナノマテリアルのリスク評価の手法選択の基本とする。</li> <li>・ 必要に応じ、「ばく露評価ガイドライン」、「リスク評価の手法」を改訂</li> </ul>

企画検討会から示された検討項目	リスク評価検討会における検討方法														
<p>イ リスク評価の対象候補物質について</p> <p>(7) 当面、リスク評価の対象とすべき物質の候補選定</p> <p>既存の有害性に関する知見、職場環境における測定・管理方法の開発状況等をレビューし、</p> <p>①既存の物質と異なる有害性が認められ、 ②適用可能なリスク評価手法からみてリスク評価の実施可能な物質 を対象候補物質として整理</p> <p>(イ) リスク評価の実施のために不足している情報項目等の明確化</p> <p>上記(7)の整理の結果、有害性の情報の不足や適切なリスク評価手法が確立されていないことから、リスク評価の着手が困難と判断された物質については、リスク評価の実施に当たって不足している情報の項目等を明確化</p> <p>&lt;検討対象物質&gt;</p> <table data-bbox="219 1086 896 1358"> <tr> <td>カーボンナノチューブ</td> <td>シリカ</td> </tr> <tr> <td>フラーレン</td> <td>鉄</td> </tr> <tr> <td>酸化チタン</td> <td>酸化アルミニウム</td> </tr> <tr> <td>カーボンブラック</td> <td>ポリスチレン</td> </tr> <tr> <td>銀</td> <td>酸化亜鉛</td> </tr> <tr> <td>デンドリマー</td> <td>ナノクレイ</td> </tr> <tr> <td>酸化セリウム</td> <td></td> </tr> </table>	カーボンナノチューブ	シリカ	フラーレン	鉄	酸化チタン	酸化アルミニウム	カーボンブラック	ポリスチレン	銀	酸化亜鉛	デンドリマー	ナノクレイ	酸化セリウム		<p>&lt;検討の進め方&gt;</p> <p>①候補物質の選定基準を決定 (資料6参照)</p> <p>②選定基準の項目に沿って整理した既存データをもとに、左欄下の13物質について、それぞれ選定基準に該当するか否かを整理</p> <p>③候補物質としない物質について、選定基準のどの項目が該当しないかを整理</p> <p>&lt;検討結果の反映&gt;</p> <p>企画検討会に報告し、リスク評価対象物質の選定に反映</p> <p>注：酸化チタンについては、ナノサイズのものリスク評価を行うことを既に企画検討会に報告済み</p>
カーボンナノチューブ	シリカ														
フラーレン	鉄														
酸化チタン	酸化アルミニウム														
カーボンブラック	ポリスチレン														
銀	酸化亜鉛														
デンドリマー	ナノクレイ														
酸化セリウム															

企画検討会から示された検討項目	リスク評価検討会における検討方法
<p>ウ 現行の予防的対応に関する通達について</p> <p>上記イの検討結果、特に既存の情報のレビューを踏まえ、リスク評価の結果を待たずに、現行通達の改正による具体的健康障害防止措置の指導が必要と考えられる物質等を整理</p>	<p>&lt;検討内容&gt;          リスク評価には3～4年間の実施期間が必要であることを踏まえ、リスク評価の終了までの間における健康障害防止対策について、現行通達よりも具体的な指導が必要な物質と健康障害防止措置の内容について検討</p> <p>&lt;検討の進め方&gt;          事務局が現行通達の項目に沿って示す「想定される主要な検討項目」を参考とし、上記イの検討と併せて検討</p> <p>&lt;検討結果の反映&gt;          ・ 検討の結果、当面の行政指導に反映させるための具体的健康障害防止措置の検討が必要な場合は、「健康障害防止措置に係る検討会」において検討          ・ 検討の結果、必要な場合は、行政において、現行通達の改正、別途通達の発出その他の指導のあり方について検討</p>

